

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2022年
(令和4年)
1月24日
第1139号

☆☆☆ 商工新聞は当面の間、全て個別郵送させていただきます。☆☆☆

年末調整(税務署への半期納付・市区町村への給与支払い報告等)がまだの方は急いでやりましょう。
電話予約のうえ、民商事務所へお越しください。



事業復活支援金

1月31日から通常申請の受付開始予定

対象者:新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

政府の公式ホームページが公開されています。最新情報はこちらで確認ください。
(裏面に政府の案内チラシを掲載しています)



《予定表》

1/28(金) 労働保険料第3期 納期限日
2/4(金) 全国中小業者決起集会
2/8(火) 婦人部会 13:00～

労働保険料第3期の 納付期限は1月28日(金)です

対象者へ通知を送付しています。保険料は指定の口座へお振り込みください。



協力金を受給した飲食店は税金が高額に

令和3年分の確定申告は、お店の売上利益と**受給した協力金の総額を合計**して事業所得を申告します。埼玉県第4～15期の協力金だけで1,184万円の所得が発生、これだけで**納税額は※500万円**前後になります。納税用のお金を確保しておきましょう。
※所得・事業・住民・国保税などの総額



埼商連 新春決起集会

1月8日の土曜日、鴻巣市のクリアこうのすに県内民商の役員や事務局員が集まり、決起集会を行ないました。



講演は川田忠明さんによる『憲法を生かした安全保障を…中国にどう対応するのか』。中国・北朝鮮の軍事戦闘能力とそれぞれの国内情勢を冷静に分析して、その国の行動の「意図」を探り、「本格的な戦争は避けたいのが本音」と解説しました。

「しかし今のような牽制し合う状態が続くと、緊張や誤解からまさかの事もありえる。

必要なのは対話。日本の政府は『北朝鮮の動向の詳細や意図を明確に把握することは困難』と述べている。北朝鮮と国交のある国は160か国もあり、国交のない日本やアメリカは少数派。懐に入って対話をするべき」と語りました。また日本が敵基地攻撃能力を有することには「非常に危険。自衛のため」と述べているが、周りの国の立場に置き換えれば『日本は攻撃してくるかも』となり本格的な戦闘が始まる可能性が高まる。そもそも憲法違反で国連憲章違反。国際的な支持の基盤を失う」と力説しました。



川田忠明氏。反核平和運動を中心に活動、40ヶ国以上を訪問。著書に『市民とジェンダーの核軍縮』『名作の戦争論』他

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》大宮民商の事務局員から新型コロナの陽性者が発生、ご迷惑をお掛けしました。濃厚接触者は無く、事務局は消毒業者による消毒済みです。

事業復活支援金のご案内

※ 対象者：新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、
2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の
売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した
事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

※ 給付額：

➤ 上限額

売上高減少率	個人 事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※ 基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

➤ 算出式：

給付額 = （基準期間※¹の売上高）－（対象月※²の売上高）× 5

※¹ 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間
（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

※² 2021年11月～2022年3月のいずれかの月
（基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

※ 申請方法：登録確認機関※¹による事前確認の後、
申請用のWEBページ※²から申請いただけます。

※¹ 1月24日の週から事務局HPにて連絡先等を公表予定

※² 通常申請の受付開始時（1月31日の週に開始予定）に、事務局HPにて開設予定

➤ 必要書類：確定申告書、通帳（振込先が確認できるページ）、
履歴事項全部証明書（法人）、本人確認書類（個人）、宣誓・同意書
対象月の売上台帳等 ほか

注：申請される方の状況（一時・月次支援金の受給や登録確認機関との
継続支援関係※有無、その他特例を用いる場合など）により必要書類
は異なります。詳しくは制度概要資料をご確認ください。

※ 具体的には、特別の法律により設置された機関の会員・組合員や、法律に基づく土業の顧問先、
金融機関の事業性融資先、登録確認機関の反復継続した支援先など。
（詳しくは制度概要資料をご確認ください。）

※ 開始時期：1月24日の週

制度詳細（申請要領、給付規程等）を公表予定

事前確認の受付開始予定

1月31日の週

通常申請の受付開始予定

（特例申請については、2月中旬に受付開始の見通し）

事業復活支援金事務局HP：<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

お問い合わせ先

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】 TEL：0120-789-140（IP電話から※：03-6834-7593 ※通話料がかかります）

【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140（IP電話から※：03-4335-7475 ※通話料がかかります）

いずれの相談窓口も受付時間は8時30分～19時00分（土日、祝日を含む全日対応）